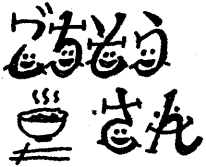


# 九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.234

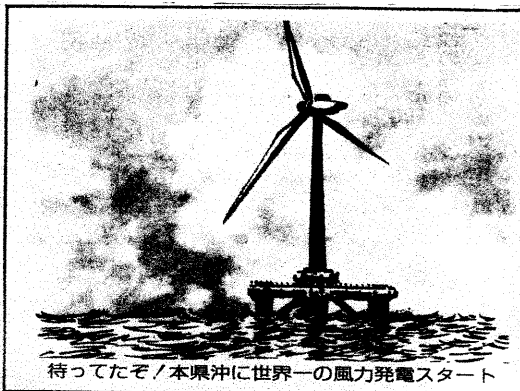
2014(平成26)年1月26日(日)発行



■NHK-TV、人気の朝ドラ『ごちそうさん』の主題歌、ゆずの『雨のち晴レルヤ』の冒頭の歌詞は「突然 偶然 それとも必然」と哲学的で意味深長です■大震災の津波原発事故からの避難などで、「偶然に」とか「幸運だった」「恵まれていた」と言うものの、実はそれは「必然」だったことも多いようですが、どうでしょう？



震災からもう三年。「自立」の時ですね!



『福島民報』連載、鹿島区朝倉悠三さん(会員)の「震災絵日記」より

## 「音楽は無力」か?大震災から人々を励ます歌の歌々

2013年1月17日『朝日新聞』参照

- 関東大震災(1923年9月1日) → 『復興節』演歌師の添田さつき作曲
- 阪神大震災(1995年1月17日) → 『美し都』淡路島出身の阿久悠作詞・平松愛理歌  
→ 『どんなときも』シンガー・ソングライター川嶋あい歌 → 『問題はない』ガガガSP歌
- 新潟県中越地震(2004年10月23日) → 『Jupiter(ジュピター)』ホルスト作曲・平原綾香歌
- 東日本大震災(2011年3月11日) → 『花は咲く』NHKによる震災支援のテーマ曲、仙台市出身の岩井俊二作詞・菅野よう子作曲、被災3県ゆかりの芸能人らが歌う。すっかりお馴染みの歌です。  
→ 『アンパンマンのマーチ』やなせたかし作詞・ドリーミング歌 → 『掌が語ること』AKB48歌。

## 遠くになった古里をしのぼせたり、離れてしまった人々を想う歌...

- ♪「遙かかなたは相馬の空かヨ 相馬恋しやなつかしや」(『新相馬節』)
- ♪「幾年ふるさと 来てみれば 咲く花 鳴く鳥 そよぐ風」(『故郷の廃家』)
- ♪「いつの日にか帰らん 山は青き故郷 水は清き故郷」(『故郷』高野辰之作詞)
- ♪「故郷 母の生まれた町... はるかなり 故郷 忘れ難き 故郷」(『望郷』さだまさし詞曲歌)
- ♪「花摘む野辺に日は落ちて みんなで肩を組みながら//ああああ誰か故郷を想わざる」(霧島昇歌)
- ♪「あの故郷へ 帰ろかな 帰ろかな」(『北国の春』千昌夫歌) ♪「帰ってこいよ」(松村和子歌)
- ♪「白い花咲く故郷が日暮れりや恋しくなるばかり ああ誰にも故郷がある故郷がある」(『ふるさと』五木ひろし歌)

「デモ」は「テロ」ではありません。国会前にも子ども連れで一般の市民がたくさん参加しています!

★原発の全基の廃炉を要求して **3月8日(土)**「さよなら原発・福島県民集会」郡山市ユラックス熱海、福島市県教育会館、いわき市文化センター(作家大江健三郎・講師神田香織さんも来場します) 問い合わせTEL024-522-5580

★あきらめられるか忘れられるか 福島の怒りはおさまらない **3月11日(火)**「反原発福島行動」郡山市総合体育館

★古里福島をかえせ **3月23日(日)**11:00~「原発のない福島を!県民大集会」福島市あづま総合体育館

## このまま憲法が改定されたら・日本はどうなるのか

## 《自民党改憲草案を考える・その③》

## ■自民党改憲案の特徴は4つ■

- ① 立憲主義の放棄
- ② 平和主義から「戦争ができる国」へ
- ③ 天皇の元首化と国民主権の後退
- ④ 人権の縮小と義務の拡大

○自民党改憲案の特徴①②③について、会報No.226・229で考えてみましたが、今号では特徴④を中心に事務局員の意見を述べてみます。

## ④国民の「人権」は縮小され、「義務」が拡大されてしまいます

▶イラストは、一橋出版「憲法の解釈」(¥五〇〇)より。憲法の前文や各条文の大切な語句も、一つ一つ分かり易く説明されています。お薦めの本です。



「意見とおよせください」

## 「国防」「家族助け合い」などの義務が増える

◆自民党案では「公益、及び公の秩序」に反する「人権」の行使は認めず、「知る権利」などにも制約が加わります。国民の「義務」についても、現憲法では納税、教育、勤労の三つだけですが、自民党案では国防、日の丸君が代の尊重、家族助け合いなど、「義務」の数を大幅に増やしています。(平田慶馨)

## 戦前の日本に戻るようで心配

◆戦前は、国民を軍機保護法でしばり、治安維持法で監視し、天皇崇拜の徹底などで重層的に統治され、国民の人権は脅かされ、あらゆる行動が縛られました。自民党の改憲案は戦前の日本に戻るようで大変心配です。(大浦祥見)

## 憲法は国家の暴走から国民を守るもの

◆憲法は国家権力の暴走から国民を守る法で、一般の法律がこまごまと国民の生活を規制します。それを『立憲主義』といい、世界の憲法の常識です。国民の「人権」を拡大し「義務」を最小限に抑えるのが憲法の本旨ですが、自民党改憲案ではそれを全く無視。お人好しの国民は「いいじゃないの」と、政治家や官僚の巧みな「嘘」にまたまた騙されています。(山崎健一)

改憲論者の本音は  
国民は「民草」「青人草」か

◆古くからの言葉に「民草(たみくさ)」、あるいは「青人草(あおひとくさ)」というのがあり、どちらも「国民(昔なら臣民)」を表すものです。草が自然に生えてくるように、人が生まれ増えることからそう言われたようです。『書経』には「蒼生(そうせい)」という漢語もあります。ポツダム宣言受諾直前の御前会議における天皇の発言の中にも「日本がまったくなくなるという結果に比べて、少しでも種子が残れば」という条があって、この「種子」は明らかに「国民」をさしていると思われます。

自身の存在を賭して国民の生命を守りたいとする天皇にしても、「臣民」は自然に生える「草」というイメージでとらえていたのではないのでしょうか。放って置いても、土地さえあれば勝手に芽を出し、次から次に青々とした葉を茂らせる「草」に対し、それを守り育てるという意識を持つのは困難です。当時の為政者が「国民の生命を守る」という責任と義務を持たなかったのは当然と言えば当然です。なにしろ「国民」は勝手に生えてくるのですから。

そこからもう一つ重要な問題が出てきます。大地さえあればそこに自然に草が生えるように、国家、国土さえあれば人も自然に生まれ、増えるものだと考えれば、「国家あっての国民」とする思想が出て来てもおかしくはないでしょう。自民党の改憲案の前文・条文に通底する根本的な考え方はここに由来すると私は思っています。

そのもっとも端的な例として一つ挙げます。現行憲法の中で、基本的人権の中心をなす「個人として尊重される権利」を天賦人権振りと批難し、「人として尊重される」に改めると改憲案に明記されており。正に「人草」「青人草」としての「人」そのものではないのでしょうか。国家の都合(公益・公の秩序)を最優先にし、それに反しない場合のみ人として尊重するというわけですから。もともと「公(おおやけ)」は朝廷をさす言葉で、現代では、政府、国家の意味で使用されていると言ってよいでしょう。

「国家あっての国民」と考え、国民を「人草」ととらえる人達は、今国民が手にしている「基本的人権」は本来国家、政府が持っていたものだから、そろそろ回収すべきと考えているのではないのでしょうか。国家によって生える場所を与えられた恩恵に対するお返し(義務)は当然国民が負うべきだとも。

今年も、事故原発周辺地域は背高泡立草などの雑草が、丈高く我がもの顔に繁茂するでしょう。

〈注・文中の天皇とは昭和天皇、天皇の言葉などは半藤利一氏の『昭和史』文中より引用〉

(早坂吉彦)